

給付付き税額控除制度の導入に関する意見書

「所得に連動したきめ細かな給付（就業者負担軽減支援金）」の導入に向け、「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場が設けられたところであるが、制度の詳細や支援の規模等、具体的な内容が示されない中で、地方の負担に関する議論が拙速に進められていることは遺憾である。

よって、国においては、地方の実情を踏まえ、行財政運営に十分に配慮した制度設計とすることが何より重要であることから、次の事項について、対策を講じるよう強く求める。

- 1 国として、地方が提供する社会保障サービスをはじめとする各種行政サービスに影響が及ぶことのないよう、必要な財源を確実に措置すること。
- 2 給付事務について、地方の負担に十分に配慮した効率的で簡素な制度とするとともに、人材の確保が困難な自治体に対する支援を講じるなど、負担軽減に最大限努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 28 日

内閣総理大臣 様

衆議院議長 様

参議院議長 様

総務大臣 様

財務大臣 様

厚生労働大臣 様

デジタル大臣 様

内閣府特命担当大臣 様

（こども政策）

全世代型社会保障改革担当大臣 様

白河市議会議長

石名 国光